

(第一類 第一回 国会)

衆議院 内閣委員会 議録 第三号

昭和三十七年八月二十一日(火曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 永山 忠則君

理事伊能繁次郎君 理事岡崎君
理事石橋君 理事宮澤君 鳩作君

政嗣君 理事石山君 小笠君

内海君 安吉君 公韶君

島村君 一郎君 國田君 直君

高橋君 等君 辻君 寛君

中島君 茂喜君 藤原君 節夫君

前田君 正男君 受田君 新吉君

西村君 関二君 受田君 新吉君

出席國務大臣 川島正次郎君

内閣法制局參事 野木 新一君

(第二部長) 人事院總裁職務 神田 五雄君

代行 行政院事務官 潘本 忠男君

(給与局長) 同 (松平忠久君紹介)(第一九一号)

行政管理政務次 宇田 國榮君

官房總務室主 山口 一夫君

委員外の出席者 加藤 泰守君

内閣法制局事務官 松本 操一君

内閣法務室主 幸田 秀夫君

官房總務室主 加藤 泰守君

総理府事務官 松本 操一君

政管理局審議官 (行政管理局審議官)

| | | | |
|---|--------|------------|--------|
| (行政管理局管 | 理官) | 總理府事務官 | 北川 力夫君 |
| (行政管理局行 | 政監察局長) | 專門員 加藤 重吾君 | |
| 山口 | | 西君 | |
| 八月二十日 | | | |
| 委員金子一平君辞任につき、その補欠として内藤隆君が議長の指名で委員に選任された。 | | | |
| 同月二十一日 | | | |
| 理事草野一郎平君同月七日委員辞任につき、その補欠として内藤隆君が理事に当選した。 | | | |
| 八月十八日 | | | |
| 観光事業の振興に関する請願 (井出一太郎君紹介)(第五号) | | | |
| 同 (唐澤俊樹君紹介)(第六四号) | | | |
| 同 (中島巖君紹介)(第六五号) | | | |
| 同 (下平正一君紹介)(第一二五号) | | | |
| 同 (羽田武嗣郎君紹介)(第一二六号) | | | |
| 同 (松平忠久君紹介)(第一九一号) | | | |
| 公務員の賃金一律五千円引上げ等に關する請願外七十四件 (川上貫一君紹介)(第一三三号) | | | |
| 同外七十三件 (谷口善太郎君紹介)(第一三四号) | | | |
| 同 (川上貫一君紹介)(第一六七号) | | | |
| 同 (志賀義雄君紹介)(第一五五号) | | | |
| 同 (志賀義雄君紹介)(第一六八号) | | | |
| 同 (谷口善太郎君紹介)(第一六九号) | | | |
| 同金額毎年金受給者に關する特別措置法案の修正に關する請願 (池田清志君紹介)(第一三六号) | | | |

国有林野事業職員の雇用安定等に関する請願 (東海林稔君紹介)(第一三七号)

出、第四十回国会閣法第一五一号) 公務員の給与に關する件

は本委員会に付託された。

八月十八日

暫定手当の本俸繫入れに關する陳情

書 (福岡市薬院堀端七丁目百二十三番地福岡県町村長会長原種雄)(第一号)

地方農林局の設置反対に關する陳情

書 (宮城県議長屋代文太郎)(第二号)

県議會議長会長大坪静夫(第三号)

観光事業振興対策確立に關する陳情

書 (岐阜市司町一番地岐阜県觀光連盟会長松野幸泰)(第九三号)

暫定手当制度の廢止に關する陳情

書 (岐阜市司町一番地岐阜県觀光連盟会長松野幸泰)(第九三号)

公務員の賃金一律五千円引上げ等に關する請願外七十四件 (川上貫一君紹介)(第一三三号)

同外七十三件 (谷口善太郎君紹介)(第一三四号)

同 (川上貫一君紹介)(第一六七号)

同 (志賀義雄君紹介)(第一五五号)

同 (志賀義雄君紹介)(第一六八号)

同 (志賀義雄君紹介)(第一六九号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一七〇号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一七一号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一七二号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一七三号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一七四号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一七五号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一七六号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一七七号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一七八号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一七九号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一八〇号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一八一号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一八二号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一八三号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一八四号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一八五号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一八六号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一八七号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一八八号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一八九号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九〇号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九一号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九二号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九三号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九四号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九五号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九六号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九七号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九八号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九九号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九〇号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九一号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九二号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九三号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九四号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九五号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九六号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九七号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九八号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九九号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九〇号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九一号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九二号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九三号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九四号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九五号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九六号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九七号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九八号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九九号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九〇号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九一号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九二号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九三号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九四号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九五号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九六号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九七号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九八号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九九号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九〇号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九一号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九二号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九三号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九四号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九五号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九六号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九七号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九八号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九九号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九〇号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九一号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九二号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九三号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九四号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九五号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九六号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九七号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九八号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九九号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九〇号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九一号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九二号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九三号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九四号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九五号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九六号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九七号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九八号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九九号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九〇号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九一号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九二号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九三号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九四号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九五号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九六号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九七号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九八号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九九号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九〇号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九一号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九二号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九三号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九四号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九五号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九六号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九七号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九八号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九九号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九〇号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九一号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九二号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九三号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九四号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九五号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九六号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九七号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九八号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九九号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九〇号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九一号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九二号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九三号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九四号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九五号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九六号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九七号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九八号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九九号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九〇号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九一号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九二号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九三号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九四号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九五号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九六号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九七号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九八号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九九号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九〇号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九一号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九二号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九三号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九四号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九五号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九六号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九七号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九八号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九九号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九〇号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九一号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九二号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九三号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九四号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九五号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九六号)

同 (谷口善太郎君紹介)(第一九七号)

と一応ございます。な、今後の新年度以降の分につきましては、大減省と折衝いたしまして、別途そのほかに必要経費を計上する予定でございます。

それから、この法案は、行政処分等を受けた場合の自余の救済を受けるときの、またはかるところの法案でござりますけれども、その前も、並行してこれは検討されたかどうかといふことをお伺いいたしたいことは、処分を受けた自余の救済といふことも必要でござりますけれども、事前救済といふ意味を持つ方法、手段というようなものも相当に考えられるわけなんです。それで、やはりこういう点については一つの行政手続の法律案を検討されて、事後、事前両方から救済をはかかるような方法を考えていく必要があると思うのですが、この前にに対するところのいわゆる行政手続法といふようなものの制定ということについてまでは、この法案を出す審議の過程においてはお考えにならなかつたのかどうかといふことを、まずお伺いいたしたいと思います。

と一応ござります。なだ、今後の新年度以降の分につきましては、大蔵省と折衝いたしまして、別途そのほかに必要経費を計上する予定でございます。
○田口（誠）委員 予算というお話をございましたので、だいぶん額もあると思いましたけれども、それは予算といえば予算という程度の額でございますが、ただいま私の方から質問申し上げました精神に基いて、また、長官の方からも重要なというお考えの答弁のありました考え方の上に立って、やはり予算も組んで、十分にこの法案は徹底してやる必要がある、こういうように考えております。これ以上は意見になりますので申し上げませんが、そういう点も強くこの際要望しておきた
いと思います。

案は、違法または不当な処分に対する救済でございますので、違法または不當な処分をしないことがむしろ以上に重要なことは、全く同感でござります。行政の組織、行政の作用並びに事後の救済、これら全体を通じまして行政の運営の適正化をはかるということが、行政運営上最も重要な問題であるということは、私も痛感をいたしております。この法案が審議されます途中におきまして、訴願制度調査会の席上におきましても、お話の行政手続法と申しますか、行政運営を規制する法律の制定をあわせて研究したりどうかといふお話を少々出たよう伺つておりますが、何分時間の制約がございまして、調査会といいたしましては、とりえず不服審査法の審議だけをして下さいただいたのであります。お話をきましても、その旨の法規を制定する必要があるというような答申が、すでに終戦後間もないころ出ております。また、国会におかれましても、昭和二十七年であつたかと記憶いたしますが、国家行政運営法案の御審議がありまして、成立には至らなかつたのであります。ただ、何分行政の内容が非常に複雑でございまして、これらを通則的に規制する運営法の制定ということになればならぬ問題だと思っております。たゞ、何分行政の内容が非常に複雑なのでございまして、これらを通則的に規制する運営法の制定ということにな

の以上に出る必要があります。また、複雑な各般の行政を全部おしなべて規制するということになりますと、その仕方もかなりむずかしい問題があります。いろいろ法律制定上の困難もあるのかと思いますが、それにもかかわらず、おっしゃいましたように、この種の法案につきまして検討を進めて参ることは、ぜひとも必要であろう、かように考えております。現在臨時行政調査会におきましても、この問題につきましては、行政運営の一つの重要な問題として検討を続けておられます、それらの結論等を見まして、政府におきましても、将来は何らかの措置を講ずる必要があるのではないか、かように考えております。

の言ふ如きの點を少々……。しかし
おきましても、学者の先生からそういう
う事前の手続が必要じやないかといふ
ような、非常に強い発言がありました
が、訴願制度調査会の制賀上、諮詢事
項との関係もあつて、そこまではいき
ませんでしたが、その間だいぶ各国の
資料なども收集いたしました。そし
て、私ども法個局といたしましては、
非常に興味のある問題でありますし、
また大切な問題でありますから、引
き続き、その資料などについては若干
の研究は進めておりますが、何しろ行
政全般にわたる大問題でありますし、
審査を主とする法個局だけの手には
ちょっと負えない形でありますので、
それに着手するには、今言つた資料な
どを研究して、またしかるべき機関等
を設けてやらなければならぬのじや
ないかと存する次第であります。

行政全般にわたっておつて、なかなか膨大なものであるから、その方面に気を使つて検討はしておるけれども、なかなかこれを法案にして出すまでには容易なことではないという意味の御答弁があつたわけなんです。そこで、私は、行政全般のものをここで一まとめにして出すということになれば相当日時を要するだらうと思いますが、先日の質問にも申しましたように、今までの法案が、明治二十三年十月の諒願事項は六項目に限定されておるけれども、ずっと幅が広まつておるわけなんです。そうしてその中で、これとこれとは適用しないといふ除外条項があるわけなんですね。その除外されておるものに対しても、やはり私は、その除外から除外をしてもらう必要があるのじやないかといふ質問をこの間もしたわけですが、そういう必要のあるものに対しては、ピックアップして、これはやはり検討をされる必要があると思いまするし、また、これは今度の国会で修正までできなくとも、次の国会にはなお検討をして、そして除外条項の内容の中で必要なものに対しては、なお除外条項からはずすといふ法の改正を今後出してもらうことが必要でないかというように考えての質問なんです。ちょっと質問ぶりが回りくどいので、わかるかどうかわかりませんけれども……

を設けております。その除外条項を設けたる趣旨はいろいろあります、がこの不服審査法本法の方で設けておる除外条項につきましては、この前の補足説明の際に山口局長から説明があつたと存じますが、手続自体が非常に慎重な手続で、処分自体が事前に非常に慎重な手続で行なわれておりますので、重ねてそれに不服申し立てしてみても、あまり実益がないじゃないかといふような処分が一つ。それからその処分の性質上、その性格から考えてみまして、この行政不服審査法といふような手続によらしめるのが必ずしも相当ではなくて、むしろ、その処分自体の性格に即したそれぞれの手続を認めた方がよいのではないかといったようなものがあります。それはたとえば刑務所などの処分とか、人の学識、技能に関する試験検定の結果についての処分とか、外国人の出入国に関する処分とか、こういうものであります。たとえば外国人の出入国に関する処分は適用除外しておりますが、出入国管理令等におきまして、非常に詳細な手続ができておりまして、それで十分まかなえることになつております。

はないかといつたよくな意旨からいたしまして、この手続には乗せず、むしろそちらの方の手続に乗せた、そういうようなものがあります。

わけであります。そうしてその点については、将來個々のものについてなお検討を進めていくということはもちろんでございます。

○田口(誠委員) それでは次へいきます。訴願制度調査会答申案の一三十六ページ、項目で言うと「五ページ、項目で言うともうところをござる」というべきであります。それからこの行政不服審査法の二十九ページ、項目で言うともうところを「五ページ、項目で言うともうところをござる」というべきであります。それで私は、こういう異議の申し立てとか執行停止の申し立てをするというような国民の救済に大きな影響のある法案は、いずれにいたしましても、日時を限定するということは非常に大事じやないか、こういうふうにふだん考えておるわけです。ところが、この訴願制度調査会の答申案では、執行停止の申し立て等に対し、これを認めるかどうかというようなことを決定する場合には十日以内ということをやはり必要でないかといふように答申されておるわけです。ところが、この法案の三十四条の六項でいきますと、「審査官は、すみやかに」という表現をいたしております。それで十日よりも必要でないかといふように答申されておるわけです。

かという答申に対し、あえてすみやかにというように内容を変えておられる点は、どういうような意味から変えられたのかといふことがお聞きしたいのと、それから法文で言うところのすみやかにというこの概念は、これはおよそ幾日くらいをすみやかにというよううに言われておるのか、これもやはり専門的な面から明確にしておいていただきたいと思うのです。

りましたように、簡単なものでも十日までいいじゃないかといったようなことになつてもいけませんので、いろいろ議論がありましたが、やはり十日と一律に切るよりも、すみやかにというふうにいたしまして、その具体的事情に即した方がよくなはないか、そういうふうな考え方で、答申の要綱案には十日とあります、すみやかにいたしました。わざであります。ただ、すみやかにといたと、十日とか五日とかいったのに比べまして、ばく然とすることは御指摘のようであります。すなわち、すみやかにといふことは、一種の価値的な概念でありますて、何と言いますか、公の秩序、善良な風俗といった用語に多少似たようなばく然とした点が出てきますが、やはり具体的の場合々に即して考えるのでありますて、たとえばすみやかには、むずかしい事件におきましては、やはりそのむずかしい事件を処理するという見地から見て、すみやかにといいう点が、十日より長いということになる場合もあるうし、簡単な事件の場合は、もとと短期間にということもなるわけでありますて、一律にすみやかにといたために、これは幾日以内ということはやはり画一的に申せないことを存する次第であります。

が、この考え方方に流れる思想であつて、早く救済の結論を出してやるのだから思想の上に立つての法案のつくり方でないように受け取れるのです。その辺のところはどうなんですか。それは四項の関係を考えてみまして、むずかしいものもござりまするし、まあ、十日間という余裕があれば、これは結論が出るのではないか。十日も検討しておつて結論の出ないというものはない、いろいろなものでなければ、結論は出ると思うのです。私は、当然原則的には、十日という原則は打ち出しておいて、そうしてもしこういうような場合はこゝ、こうすることもあり得るのだというような打ち出し方が、やはり國民の行政罰の不服を救済するには法の建前として当然でないか、こういうふうに考えておるのでですが、今の御答弁でいきますと、どうもその思想が、私どもの考え方と大きくな開きがあるのでですが、そういう点、一つ明確にして下さい。

ほんとうに、ませんが、やはり具体的な議論を期するためには、すみやかにといつた抽象的概念にした方が具体的の妥当を期せるのではないか。十日と規定いたしますと、処分庁の上級行政庁以外の審査庁の場合とか、あるいは先ほど言つた、こういう判断がむずかしいといふ場合もあるので、どうもやり切れないのであるといつたよくな識論が強かつたので、結局こうなつたのでありますて、決して、のんべんだらりでいいという趣旨でやつておるわけでは

モーションの実態からあなた方がおられるんじやないかと思うのですが、そういう点はどうなんですか。弁護士さんとしても、大学の教授にしても、直接事件を取り扱つておられる専門家が管申をされたのであるから、これを変えるということになると、それはやはりそれ相当の理由がなければならぬと思うのです。ただいまの御答弁の範囲内の理由では私はちょっと納得できないと思うのですが、もう少し詳細に明確

○田口（誠）委員 実務をしている関係省の意見を聞かれて結論を出される、そのやり方については、私はいいと申しますけれども、問題内に、まことに大きな問題として、この案におきましては、「十日」ということを「すみやかに」というように、少し具体的な当性を期せられるような文字に変えたわけでありまして、将来これでうまくなければまた十分検討するという立場に立つて、一応この案はこういたしかわけでございます。

答弁として、今後必要があれば内容を改定もしたいし、また考慮もある程度であるといふような答弁があつても、これは答弁のための答弁ということになりかねないわけですから、私はどうもなりかねないのですから、私はこの点は非常に重要な点であると思ひますので、やはり長官の御答弁もいただき、なほ法制局の方の御答弁も、具體的に将来の問題も含めて承つておきたいと思うのです。

はございませんが、やはり具体的な議論を期するためには、すみやかにといった抽象的概念にした方が具体的妥当を期せるのではないか。十日と規定いたしましたと、処分庁の上級行政庁以外の審査庁の場合とか、あるいは先ほど言つた、こういう判断がむずかしいと、いう場合もあるので、どうもやり切れない場合があるといったような議論が強かつたので、結局こうなつたのでありますて、決して、のんべんだらりでいいという趣旨でやつておるわけでは毛頭ございません。

モーションの実態からあなた方がおられるんじやないかと思うのですが、そういう点はどうなんですか。弁護士さんにもしても、大学の教授にしても、直接事件を取り扱っておられる専門家が答申をされたのであるから、これを変えるということになると、それはやはりそれ相当の理由がなければならぬと思うのです。ただいまの御答弁の範囲内の理由では私はちょっと納得できないと思うのですが、もう少し詳細に明確に御答弁をいただきたいと思います。

○野木政府委員 まさにこれにて、ここに参考案のみならず、答申自体にも「十日以内」と書いてありますので、これは私どもといたしましても十分尊重しなければならない立場であるわけであります。実はこの答申を得ましてから答申を各省にずっと回して、各省の意見もいろいろ聞きまして、これは行政管理庁当局にも――私ども側面からタッチしたわけであります。が、聞きましたところ、十日では現状におきましてはむしろ執行停止ということはむずかしくなってきはせぬか、実態的にも具体的妥当を期するためには、十日と縛るよりも、やはり手みやかにしておいた方が、むしろこの制度を活用するやうんではないかという議論が非常に強くありますて、私どもといたしましては、そりへ行政手続の実情論を参酌いたしまして、この際は、答申には「十日」とおきまして、また実態的妥当を期する

という意味におきまして、この案におきましては、「十日」ということを「すみやかに」というように、少し具体的の妥当性を期せられるような文字に変えただけであります。将来これでうまくなければまた十分検討するという立場に立つて、一応この案はこういたしましたわけでございます。

○田口(誠)委員 実務をしている関係省の意見を聞かれて結論を出される、そのやり方については、私はいいと申しますけれども、回覧内に、また文書で回答を求めて、こうがいいのだといふことでそれで必ずしもいいか悪いかということは、今行管の方で、おそらく官庁の業務の民主化を含めたいろいろな簡素化というよくなことも検討されているのですから、意見は意見として聽取されてもいいけれども、実際においてそうであるのかどうかといふところも、これは重要な点ですから、今後いろいろ配慮していくだかなければならぬない点も、この中には要素が多く入っておりますから、お聞きしたいのですが、実務をされておられる各省の意見を聞いて、それを集約した最大公約数が「すみやかに」ということになつたということです。けれども、私は、従来の官庁の機構の実態からいっても、それから手続の実態からいっても、國民から見れば、非常に不満だらけであるわけでございます。従つて、こういう点もあわせて改正をしていかなくてはならないのではないか、こういう点も十分に考慮されてあるのかどうかということをここでやはりはつきりしていただきたいおかなければ、たゞ

答弁として、今後必要があれば内容であります。あるいは、また考慮もする考へるに、これは答弁のための答弁といふことは、もありかねないわけですから、私はさうの点は非常に重要な点であると思いまして、そこで、やはり長官の御答弁もいただき、なほ法制局の方の御答弁も、具体的に将来の問題も含めて承つておきたいと思うのです。

○川島國務大臣　現在の行政運営の一番の欠陥は、ものが迅速に運ばない、非能率ということでありまして、私は行政管理庁長官になりまして以来、陸にこの点に注意をいたしまして、行政の能率化、民主化についていろいろ考えており、また手も打っているわけあります。田口さんの御趣旨のことは私もよくわかります。わかりますが、この法案をつくったいきさつは全く知らない。ただいま政府委員、田口さんの質疑応答を聞いて初めて知つたのをりますが、おそらく最後にこの法案を作りますが、おそらく実際に、各関係官庁が持つて集まつていろいろ具具体的の事実を持ち寄つて検討した結果、十日では処理できないと、いうことが相当あつたのではあります。政府でつくります際に、各関係官庁が、なるべくすみやかにやりたいけれども、ある特殊のものについては、いろいろ法文になつたのではないかと、いうふうに私は考えておりますが、具体的な事例が出来まして、そこで抽象的であります。すみやかに、「すみやかに」、つまり、十日以内にやるといふふうにこれより行政指導をして、田口さんの御心

誠しておきましたので、事実上委員であつた方々に申し上げて御了解を得た上で、だけでございまして、正式のものと申しますが、法律的なものではございませんけれども、実質的にはそういう事情については十分御了解を得る手段をとつております。

○田口(誠)委員 ただいまの御答弁のお考え方でいけば、私は了解できる面もあるわけなんです。なるべく問題によつては日にちをかけて、多くの人を救済したいという考え方で、十日といふ期限を切るということが、これはかえつて不利であるという考え方から、「すみやかに」ということにして法の建前をされたということになれば、これは了解できると思いますが、それにはいたしましても、私は、やはり原則的なものは、日にちをばんと切つて、そしてその他のいろいろものについてはこうだいらう、そういう法の建前をとることが、たゞいまの御回答の意味も、私から申し上げておる意味も、両方やはり生かしていくということにならうと思うので、これはこれ以上は意見になりまするので、申し上げることを避けます。

また受田委員が御質問があるようでございますので、私も質問半分でござりますけれども、一応私の質問は打ち切ります。

○永山委員長 受田新吉君。

○受田委員 川島行政管理庁長官が外國へ御出張される前であるというのと、あなたはぜひ自分が手がけたこの法案を実を結ばせたいという御熱意のほどを伺っておりますので、御出発前に大臣に一言お答えを願つておきたいと思います。

私は、この法案については、原則として、すでに前国会でこの法案が当委員会にかけられたときから賛意を表しておったわけであります。が、問題は、この法案の持つてゐる意義、明治二十三年以来すでに七十年以上の歴史を持つてゐる訴願法が、今日までなぜ改正をされるに至らなかつたか、いろいろな途中の動きはあつたようございますが、とくにかく今日まで訴願法としてこの法律が、古典的な古色蒼然たる旧法律文章をもつて、しかも帝國議會ができる前の法律として残ってきたと、いうことですね。これはなかなかおもしろい持ち味があると思うのですが、あまり掘り下げた御答弁でなくていよいですが、あなたは、この訴願法が、非常に長期間にわたつて日本歴史の上に敵として国民の権利義務を擁護するために存在しておつた、正式裁判でなくして、こうした行政救済の一つの道が、長期にわたつて形態が同じに残ってきた理由は、どこにあるとお考えですか。

たということであると思うのですが、戦後は新憲法になりまして、全く行政の様相が変わりまして、各方面とも成して本案の提案にまでこぎつけたけであります。

そこで、第一条に書いてあるのでが、この行政不服審査法の目的とすこころは、簡易迅速な手続によりとこまして、まず第一に「国民の権利・利益の救済を図るとともに、行政の適な運営を確保する」こう書いてあります。これが主たる目的であります。ところが、職前の訴願法によりますと、これは從たる目的であつて、行政の適正運営をはかることを主たる目的として訴願法ができている。そういうところにこの法律の根本の精神の違ひがあるわけであります。そういうことだと思つて、今日まで二十三年以來改訂なかつたのでありますけれども、幸に今回は提案の運びになりましたし、さんに御審議を願つておるわけであります。

○受田委員 この法律の主目的は、極するところは、国民の権利、利益・救済と行政の適正な運営の確保ですね。ここにねらいがある。ところが現実に行政府は、この訴願でも行政訴訟でも同じことありますけれども、行政事務がはなはだ弛緩しているのです。これは、行政管理庁長官としての最近におけるあなたの党内における「適正な運営を確保する」というそのと自身は、法律の改正だけができるのではないのです。実際に官庁が真

にこれと取つ組むならば、今までだつて、たとえは恩給法、援護法、その他いろいろな社会保障の関係の手続などでも、提出をした書類についてもつと早く結論が出て裁決されなければならぬ。特に年令的に老齢に達している人たちは、こういろいろな手続上の問題で、ついにその恩典に沿うことなく、この世から去っていく人がたくさんあるわけです。行政府がすみやかに申請とともに真剣に取つ組んでくれたならば、その人が生存中に幾つかの恩典に浴したであろうものを、まさにその人は墓場でもこれを見ることができるないという人々も出ているのです。行政そのものは行政府の心がまえにあると私は思うのです。大臣、いかがです。

上げているのは、これほど熱心に行政機構の改革と行政運営の適正、機構と人間の両方びつたりして国民の期待にこたえようとしておる熱意には、敬意を表しております。私たちがかつて法律を学んだ当時、この訴願法といもとの取り扱いについて、行政訴訟とともにこれは大へん興味を感じて勉強した問題です。しかも、今、おおむね私どものよわいよりも古い人々は、これに鄉愁を感じておる面が一つあると思う。しかしながら、もう時代は急転して民主化時代になってきておるときに、今これに列挙された改善の要項などを見ると、確かにわれわれとしては、これは整理統合してすつきりしたものにしたいといふ新时代の要請も手伝つてきております。

そこで、私伺いたいのは、結論はま

たあとから伺いますが、さしあたり、

今度改正されようとした、調査会の答

申などに基づいてやられようとしたそ

のなか、もう国民の権利、利益関係の

救済や運営の適正の方に重点が置かれ

て、行政府の側には得るところがない

のか、行政府の側でも得るところがあ

るかどうかです。いかがでしょう。

○山口政府委員 さしあたり行政府と

いたしましては、教示の規定に基づき

ましては教示をしなければならない。

また、各種の拡大されましたいろいろ

な申し立て事項によりまして、一応不

服の申し出が従来よりは出やすくなつ

た関係上、いろいろ出てくると思いま

す。こういう関係がござりますので、

さしあたり事務的にはある程度の負担

がかかつてくることは覚悟いたしておりま

す。しかし、これは、この法律の精神である国民の権利、利益の救済と

るこの不服の申し立て、これはなか

て、当然その期待にはこたえるようにとの取り扱いについて、行政訴訟とともにこれは大へん興味を感じて勉強した問題です。しかも、今、おおむね私どものよわいよりも古い人々は、これに郷愁を感じておる面が一つあると思う。しかしながら、もう時代は急転して民主化時代になってきておるときに、今これに列挙された改善の要項などを見ると、確かにわれわれとしては、これは整理統合してすつきりしたものにしたいといふ新时代の要請も手伝つてきております。

○受田委員 事務的にかえつて複雑になるとか経費もかかるとかいうところ

で、サービスの方が多くなつて、別に

得るところはあまりないという結論で

すか。

○山口政府委員 得るところというの

は、結局行政が適正に行なわれ、また

國民の権利、利益が拡大するといふこと

とは、行政がよりよく行なわれること

になりますので、その面におきまして

は非常な進歩がある。そういう意味の

得るところと申しますか、そういう意

味の効果は十分に期待できると思いま

す。

○受田委員 非常に國民全体の奉仕者

としてのお立場の御発言で、長官、こ

ういう部下をお持ちになつたことを喜

んで下さる。私は、ここで問題は、つ

まり、この法律が通ると、どんどん申

し立てが出て、異議の申し立てにして

いる場合に、不服の申し立てをする申

し立てに期限がありますか。不作為の

不服の申し立て。

○山口政府委員 不作為は、相当の期

間のうちに何らかの行為をしない場合

という、抽象的な……。

○受田委員 そうそう、はつきり期間

がなかつたですね。相当ということが

書いてある。さつき議論になつたで

しょう。どうですか。これは相当といえ

ば、十日といふことも出ておるし、二

十日といふことも出るんですね。一体

政府はどうらをとつておられますか、

不作为の申し立て。

○受田委員 不作為は、相当の期間

のうちに何らかの行為をしない場合

といふ抽象的な……。

○受田委員 そうそう、はつきり期間

がなかつたですね。相当ということが

書いてある。さつき議論になつたで

しょう。どうですか。これは相当といえ

ば、十日といふことも出るし、二

十日といふことも出るんですね。一体

政府はどうらをとつておられますか、

不作为の申し立て。

○受田委員 はなはだばく然としてい

ります。これが問題ですね。相当の

期間はおののの認識によって違うと

いふことになると、これは問題です。

そうすると、相当の期間といふのは、

本人は十日か二十日か、おのののい

ろいろな考え方があるでしょう。その

間に何らの措置がない。そこでまた申

し立てる、次々に申し立てができるも

のかどうか。そうなると何回でもでき

るものかどうか。

○野木政府委員 ある時点におきまし

て、相当の期間と認めて申請した。と

ころが、それが結局上の審査室におき

まして、相当の期間たつていないと

うことで、申し立てを認めないと

う定義がございまして、ここから出發

するわけでござります。相当の期間内

行使に当たる行為をすべきにかかわら

ず、これをしないことをいう。こうい

う定義がございまして、ここから出發

するわけでござります。相当の期間内

</

○野木政府委員　虚穴主義といふことは、こつちの方では出訴ができますか。両方できますか。

になっておりますので、どつちでもで
きるのでござります。

山中湖の風景

た。どちらでも選択で自由だ。一応その選択主義に問題があると思うので

す。一方で不服の申し立てをしておる、一方では正式裁判を仰いでおる、こういうような行き方、選択といふと、両方やつてもいいのでしよう。どちらかでなければならぬのでしようか。両方やつていいのでしよう。
○野木政府委員 許願前置主義をはずしましたのは、いわゆる選択主義に変わりまして、その欲するところに従つて両方できる、自分の好きな方ができることでござります。

○受田委員 どちらをやつてもいいですね。これで一つ問題が別の方で起きてくるわけなんですが、そうしたこととは、結局正式裁判の方を重点を置く、つまり、すぐ裁判を持っていてもいいのだということになるので、この行政不服の審査の方が軽視される。今まででは訴願を経なければ正式裁判へいけなかつたが、今度は最初から裁判にいってもいいということになつてくると、事務的な行政処理ができるものを、行政処分に対する不服を解決する行政救済手段として簡単にいくものを使ふのでやむを得ませんけれども、選択の仕方によつて、裁判の方へ持つて

いふたために、手続が大へんやつかないなり、費用もかかつた。行政不服の方でいけば、もつと簡単に費用もかからない場合があるのに、裁判所はなかなか済んだ場合があるのに、裁判所は持っていったためという場合が起りますね。そういう場合があり得るかどうか、これはいかがですか。

○野木政府委員 御質問の要点は、この行政事件訴訟法立案の際に、訴願前置主義をとるかとらないかといふ問題であります。そしてその答申並びに法律におきましては、今言つたように、現行行政事件訴訟特別法のとつて議論されたところにつながる問題であります。そしてその答申並びに法律におきましては、今言つたように、現行行政事件訴訟特別法との関係におきましては、いわゆる訴願前置主義はとらないといふことで、法律ができているわけであります。従いまして、行政不服審査と訴訟法との関係におきましては、いわゆる学者の選択主義という主義になつておられます。従いまして、先ほど申し上げたように、行政処分によつて権利利益を侵害をされた者は、訴訟にいこうと思えばいけるし、また、行政不服審査を申し立てよろしく思えれば申し立てられ、どちらでもいいといふ選択主義が原則になつてゐるわけであります。これが、結局新しい憲法下において、国民の権利利益を擁護するのに適しているのではないか。というのは、権利救済の本筋といふものは、やはり司法裁判所だ。裁判所が国民の権利擁護の最後のとりでといつた点と少し不適切じゃないかといった点から、訴願前置主義は廢止されたわけであります。ただ、選択主義になつておりますが、たしか行政事件

訴訟法におきましては、訴訟が起きた場合には、裁判所は、場合によつては審査手続を停止して、こちらの手続の進行を見るというような調整規定があります。そなうふうな調整はかゝっている次第でありますから、その点で相当教わるのじゃないかと存する次第であります。

○受田委員 これは、前既主義を採用するかどうかという議論もすいぶんあつたそうでありますから、だから裁判の前の、裁判に近い別的方式でやることですから、この問題は、大まかに言えば、行政救済手続の体系化といふことから一つの問題があると思ふ。つまり、正式裁判の司法手段に基づく前の行政救済手段というようなもの、また、事前の救済手段と事後の救済手段とに分けてみる、そういう一つの行政救済手続制度といふものの体系化を、一体どういうふうに考えてきたのですか。体系化といふものは全然考えていないですか。調査会で一応の体系を考えるという意見はなかつたわけですか。

○野木政府委員 行政処分によつて権利、利益を侵害された者の救済といふ点を体系的に考えてみますと、まず行政処分をする際に、権利、利益の侵害でないような、そんじいろいろな手續をとつて行政処分をするようにしたらどうか、これがどつつかといふと、いわゆる行政手続法の問題でございます。ところが、次には、行政処分が、体あつたか、あつて権利、利益が侵害された、それをどういうふうにして救済していくかという法体系を考えいく場合におきまして、ここに二つあります。

ましょうか、そういう意味の行政裁判所、これは現行憲法上からはどうもむずかしいのではないかという議論が強かつたわけであります。そのほかに、そうじやなくて、最高裁判所の系統におきまして、たとえば今家庭裁判所があるのですが、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、簡易裁判所が通常の過程でございますが、そのほかに、家庭裁判所と似たような行政裁判所を中央に設けて、その裁判決が違憲とかなんとかいう場合には、最高裁判所につながらしたらどうかという議論もありました。それは今の段階においては、やはり司法裁判所、通常裁判所一本にするのがいいのじゃないか、ことに統一的に中央にそういう行政裁判所を設けるというのは、裁判系統に入れるとしても、多少逆行のきらいがあるのじゃないかという意見が、少なくとも現在の段階においては強くありますて、そういうふうに考えておられません。ただ、裁判所でたとえば一つの行政専門の部のようなものを設ける必要があるかもしれないという意見は出ましたが、いわゆる独立といふか、家庭裁判所と並んだ行政裁判所、中央に統一的な裁判所を設けるという点までには、議論は終しませんでした。

おけるこの法律で、試験問題が漏れで、そのためにはわかつた人とわからぬ方は、い人と——試験問題がわからぬ方は、まじめにやつた分はどうして不服を申し立てることができるか。これは行政不服の方に入る問題じゃないか。一例をあげてお尋ねします。

○野木政府委員 御指摘のような問題、試験に関連する問題は、いろいろ議論になりましたが、試験というものは、何しろ非常に特殊なものでありますので、この下線は、一般的の行政不服審査法といふ手続の活用にはやはり適当ではないのではないかということことで、この法案におきましては、四条十一号におきまして、「もっぱら人の知識技能に関する試験又は検定の結果についての処分」ということにつきまして、試験関係は一応この手続からはずしております。しかしながら、もしそういうものが何か特別の救済が必要だというならば、二項で「前項ただし書の規定は、同項ただし書の規定により審査請求又は異議申立てをすることができない処分につき、別に法令で当該処分の性質に応じた不服申立ての制度を設けることを妨げない。」という規定がありますから、それに適したもののは、必要であればこの道は明いておるわけであります。しかししながら、何といつても、試験というものは非常に特殊なものでありますし、この不服審査法を活用していくには不適当である。こう存する次第であります。

○受田委員 どうもほつきりしないところが一つあるのですが、これは実際運営の上で、途中でいろいろ問題が起ります。この法律の適用を受けるべきもののかどうかということについて、

実際やつてみると、この法の適用とすべきもの、除去すべきものというようなことにびつかると思う。これはまたそのときになって法律を改正すればいいわけですが、十分研究しておいてもらわなければならぬ。

いま一つ、審理の問題でお尋ねしておかねばいかぬですが、これは審理方式といふものが非公開主義ですね。どうなつておりますか。

○野木政府委員 原則として公開主義ではあります。非公開ということになつております。

○受田委員 そこで、先ほどお答えいたいたい通訳主義を採用されて、裁判でもいいし、この行政不服の法律でもいい、どちらの適用を受けてもいいということになりますと、これは国民の権利、利益を守る立場から一つの裁判方式ということになれば、憲法に規定する公開主義をとるべきではないか。秘密のうちに処理していくということになれば、これは問題がある。原則としては、ある程度の公開主義をとるのがいいというお立場はどうでしよう。

○野木政府委員 公開、非公開と申しますが、これは別の言葉で申しますと、書面審理を原則としておるわけではありません。ただ、全部公開主義をとるという点は、この審判の性質からいたしまして、必ずしも全部の処分についてそこまでいく必要はないのではないか、そういうこの法案の立場に立つております。もつとも、今言つたように、申し立てがあれば、たとえば二十五条で、「審査官は、由立人に口頭で意見を述べる機会を与へなければならぬ。」とか、あるいは二十七条で、「参考人としてその知つている事実を

陳述させ、又は鑑定を求めることがで
きる」、それから三十三条二項で、「審
査請求人又は参加人は、審査庁に対
し、処分庁から提出された書類その他の
物件の閲覧を求めることができる」
こういうような規定がありまして、原
則的に公開主義をとらなくて、この
ように口頭審査というものをある程度
とり入れることによって、書面審理の
みからくる機密性といふものは、ある
程度除かれていくのではないかと存ず
る次第であります。

○愛田委員 それに因連するのです
が、書面審理主義と、また口頭審理主
義と申しますが、どちらでもいい。書
面審理主義と口頭審理主義といふ立場
では、書面審理主義を原則としておら
れる。一方では非公開を原則としてお
られる。そこに私はつながりがあると
思うのです。やはり憲法で、個人の権
利とか自由とかいうものが制限される
ときには、これに対して反対審問を保
障されているわけです。そういう意味
からでは、堂々と口頭で申し入れて意見
を述べさせるような道を開く、この方
を原則とする方が正しいのではないか
という考え方のはいかがでしよう、経費
の節約とかいうことでなくて。

○野木政府委員 口頭主義といふもの
をとりますと、口頭で審問すると、いふ
ことは、やはり一種のテクニックを相
当要るのでありますまして、普通の行政
府の方でありますと、なかなかがそれに
習熟するのもむずかしいし、また、手
続が非常に繁雑になるわけです。行政
不服審査法の、簡易迅速に何とか救済
をはかるうといふ一つの立法目的から
見ますと、どうも口頭主義といふの
は、やはりその趣旨に沿わないじやな

いか。従つて、原則としては書面審理にしておきまして、当事者が申し出たときは一二二五条にあります、審査請求人から申し立てがあったときは、申し立て人に口頭で意見を述べる機会を与えるなければならないといった程度の、折衷主義と申しましてもうか、口頭主義をある程度入れた方が、やはり簡易迅速に行政庁でやるという立法目的にはかなつておるのじやないか、そろいろ見解からこの案ができておる次第であります。

これだけで質問をおきますが、要すりに、この法律ができ上がりましたも、行政の運営の適正化をはかるためには、やはり役人の心がまえが大事なで、役所でマージャンをやったり、前に十時ごろ役所に出たり、局長、委員長——審査委員長みたいな委員長ですが、行政委員会の委員長、管理監督の地位にある人が、自動車の事情などおぞく御出勤になる。従つて、下の大臣がおられるると、九時に出始めておりますが、川島さん、あそこは勤務時間が大臣の御要望に沿うていて、私は、私の関係者があそこに勤めております。私がおられると、九時よりおぞく出られないといふに影響して——河野さんのような手続で、手続で能率を上げるという手もあるわけです。これは運用さえよければ今までの行き方よりはよいのです。だから、この法律が通ると同時に、行政管理が中心になられて、官紀、綱紀の確立と事務能率の高揚をはかられて、手さばきのよい事務をやって、国民の権利、利益を守つていただき、さしつけたものやつていただくようには希望して、質問を終わります。

昭和三十七年八月二十五日印刷

昭和三十七年八月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局